

2025年度 運営委員募集

町田市消費生活センター運営協議会の活動

「運営協議会」とは

市内で活動している消費関連団体と消費者問題に関心の高い市民ボランティアで構成されている「運営協議会」は、1975年のセンター開設当初から行政と二人三脚でセンターの運営に携わり、50年間の長きにわたりともに歩んできました。

現在「消費生活センター運営協議会」は、「学習企画部」・「テスト部」・「広報部」の三部体制で活動しています。

学習企画部

市民向け学習会の企画・運営を行っています。毎日の生活の中で、市民の皆さんが消費者として興味・関心のあることはどのような事を部会で話し合い、衣・食・環境・経済など幅広く企画を練ります。テーマの決定から講師の選定、当日の運営まで全てに携わっています。

学習会に参加された方々からの「とても良い内容だった」「参加して良かった」という感想が活動のモチベーションとなっています。

その他の取り組みとして、昨年に続き「アニマルウェルフェア」について消費者としてできること、すべき事は何かを勉強しています。今年度は畜産動物の飼育環境を知るため、市内で黒毛和牛を肥育している「萩生田牧場」と平飼い養鶏を行っている「けや木農園」を見学させていただきました。

テスト部

体験を通して学ぶ実習講座を企画・運営しています。身近な食品に含まれる食品添加物、塩分、糖分などの簡易テストを体験しながら学ぶ『テスト教室』、環境に配慮した洗剤を使った掃除方法を学ぶ『実習教室』、地産地消や食品ロス削減などのSDGsに基づく学習と実用的な調理実習をセットにした『料理教室』を行っています。

他に企画講座の事前学習として部内研修も実施しています。

広報部

毎月1回「消費生活センターだより」を発行しています。紙面作成の際は学習会、テスト教室、講演会などを取材し、その中から市民の皆さんに知っていただきたい情報を絞り込んでいます。「消費生活センターだより」は、市役所・市民センター・図書館など市の施設で配架しているほか、町田市ホームページからもご覧いただけます。

また、『町田市消費生活センター運営協議会ブログ』で活動内容を、どなたでも手軽に見られるように配信しています。

* * *

市内で活動されている消費関連団体・関係機関の皆さんと共に**消費生活展「まちだくらしフェア」**を2日間にわたり開催し、多くの市民にくらしに役立つ情報、委員研修で学んだことなどを発信しています。



❖ 町田市消費生活センター運営協議会委員募集 ❖ 一緒に活動してみませんか？

【活動内容】町田市と協働で「くらしと消費に関する教育と啓発活動」を行っています。3つの部のいずれかに所属し活動します。

【応募資格】・町田市内在住・在勤・在学の方
・消費者活動に興味や意欲があり、月2～4回活動に参加できる方

【任期】2025年4月1日～2026年3月31日

説明会 ① 2月4日(火)10時～11時30分

② 3月4日(火)10時～11時30分

*① ② どちらかにご参加下さい。

会場 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム

3階 町田市消費生活センター事業準備室

問い合わせ・申し込み 町田市消費生活センター

☎ 042-725-8805

(文責 広報部)

相談室

本当の目的は貴金属 ?!



不用品の買取のはずが...

断捨離や終活で、不用品を処分したいと思っている方は多いのではないのでしょうか。消費生活センターには、事業者が自宅に来て物品を買い取る「訪問購入」に関する相談が、たくさん寄せられています。

《事例1》

2日前、いきなり来訪した事業者の不用品はないかと聞かれた。あると伝えたら、後で担当者が回ってくると言われた。担当者が来訪し、指輪等のアクセサリー、テレホンカード、人形やミシン等を買取ってもらったが、安すぎるのではないかと思う。クーリング・オフしたい。(70代 女性)

《事例2》

不用品はないかと電話があり、座布団10枚を売りたいと伝え、来訪してもらった。座布団を出し、話をしているうちに指輪3つを見せてしまった。事業者はそのうちの1つを買い取りたいとしつこく言われ断ったら、座布団も買取ってもらえなかった。納得できない。(80代 女性)

《事例3》

新聞折込広告を見て電話をかけ、不用品の買取業者に来てもらった。空気清浄器や子供用自転車等を用意して待っていたが、年次が古い、汚れている等と言って買取ってもらえず、勝手に家中のタンスの引き出しを開けて物色された。狙いは貴金属だったようだ。広告には何でも買取ると書いてあり、おかしいと思う。(60代 男性)

《アドバイス》

事例1は、クーリング・オフ期間内であったため、

センターにてクーリング・オフ通知の書き方や出し方を説明しました。その後、相談者の希望により人形とミシン以外が返品され、その分の買取価格を返金しました。事例2や3は、訪問購入の多くは貴金属が目的であることを説明しました。

訪問購入においては、事前の約束とは異なる物品について買取の勧誘をすることは、禁止されています。最近、事例1のように訪問されアポイントを取って再来訪するケースもありますが、これも禁止行為にあたります。買取業者から電話がかかってくる、安易に訪問を承諾せず、突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。家に入ってしまうと、貴金属を出すまでしつこく勧誘されなかなか帰ってもらえなかったり、事例3のように家探しされるケースもあります。不審な勧誘があった場合や、トラブルになった場合は、消費生活センターにご相談ください。

ヘアアイロンによる こどものやけどに注意！

＜医療機関ネットワークに寄せられた事故情報＞

- ・使用後のヘアアイロンを浴室のドアのタオル掛けに吊るしていたところ、子どもの手にあたってやけどを負った。
- ・電源が入った状態のヘアアイロンを洗面台の上に置いていた。歯磨き中の母の横にいた子どもがコードを引っ張り、ヘアアイロンが子どもの腕に落下した。

- ヘアアイロンは子どもが近づかない場所に置きましょう。
- ヘアアイロンのブレードやパイプは瞬時に高温になります。取扱いには十分注意しましょう。
- 電源を切った後でもすぐに温度は下がりません。使用後のヘアアイロンが冷めるまでの間は置き場所にも十分注意しましょう。

(独立行政法人国民生活センター くらしの危険 NO.382)

《消費生活センター 今後のイベント予定》

「南極調理師から提案～無理せず楽しく減らそう食品ロス～」

1/18(土) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 ホール

「国産大豆でみそを手作りしよう！」

1/28(火) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 調理室

「国産大豆でみそを手作りしよう！」(1月と同じ内容です)

2/7(金) 午後1時～午後3時 町田市民フォーラム3階 調理室

【お申込み先】町田市イベントダイヤル 042-724-5656

【お問合せ先】町田市消費生活センター 042-725-8805